

4年制大学設置準備委員会 第7回会議 議事要旨

I 日 時 平成24年 2月20日(月) 13:30~16:20

II 会 場 会議兼応接室

III 出席者 【委員】 樋田 豊次郎 委員長
笠原 幸生 委員
北郷 悟 委員
佐々木 松彦 委員
山村 慎哉 委員
工藤 昌夫 委員
佐々木 司 委員 以上7名

【事務局】 堀井 大学設置準備室次長
小杉山 // 主席主査
加藤 // 主査
大内 // 主事
鈴木 // 主事

IV 配付資料 1 秋田公立美術大学学則(案) ……資料1
2 秋田公立美術大学学部教授会規程(案) ……資料1-1
3 秋田公立美術大学設置認可申請書類一覧 ……資料2
4 設置の趣旨等を記載した書類(案) ……資料2-1

V 議事経緯

【議事(1) 学則・教授会規程について】

事務局	(資料1に基づき説明)
委員長	資料1の3ページ、第7条第1項の中に、「講師」は入らないのか。
事務局	第1項は、学校教育法上に規定のある職員を列挙しているものであり、講師については、第2項に規定している。
委員	大学名には、「公立」という言葉が付くのか。
事務局	前回説明済みである。

委員	3年次編入学については、現在の美短の卒業生を対象にしていると思うが、定員をはっきり学則に規定してしまうと、美短の学生がいなくなったときに定員を充足できず、足かせになるのではないか。
事務局	美短の学生がいる移行期の2年間に関しては、現在の美短の学生を対象としたアンケートの結果から、編入のニーズが十分あると思われる。同時に、他の短大や専門学校の卒業生も対象にして、10名の編入学を継続していきたいと考えている。
委員	美短の学生がいなくなる3年目以降も、編入学生が来るだろうという予想の下で継続するということか。
事務局	そのとおりである。編入学については、入学定員とは別に外枠で定員を定めているので、美短がなくなった後も引き続きPRをして、編入学定員を充足するようにしていきたい。
委員長	確かに、世の中では短大がどんどん減っているので、現在の美短がなくなった後も編入学の希望が十分にあるか、心配ではある。
委員	富山大と統合する前の高岡短期大学には、大卒資格を得られる専攻科があり、その専攻科の修了生が金沢美術工芸大の大学院に来るといったケースはあった。個人的には、短期大学から3年次編入する学生がどれくらいいるのか、イメージが湧かない。
委員長	課題があるので、規定上は編入学定員をフレキシブルにしておくという手はないか。
事務局	4年後の完成年次までは難しいかもしれないが、その後は、需要調査をしたうえでニーズが見込めないのであれば、学則を改正することはやむ得ないと思う。
委員長	完成年次後であれば、理事会の承認を経て文科省に届け出ることで変更は可能だということか。
事務局	そのとおりである。
委員	外国人留学生に対する枠はないのか。 東京藝大では、定員の超過について文科省から厳しく言われ

ている。海外からの留学希望が最近増えているが、内枠で留学生を受け入れると他の一般の学生の枠が少なくなるので、国際交流推進のため外枠での受入れを考えなければという話がある。

委員長 東京藝大では、現在は、留学生も日本人と同様、日本語の試験を受けて入っているのか。

委員 そのとおりである。
特に、大学院への留学希望が増えてきている状況である。

委員 14ページの第58条について、留学生は、通常の入学定員とは別枠で受け入れるという意味なのか。

事務局 通常の100人の入学定員枠の中で、教授会が選考した人に対して入学を認めるということである。

委員 センター試験を受けなくても、入学できるということか。

事務局 そのとおりである。教授会の選考に通れば入学できるということである。

委員 秋田大では、留学生向けに枠外の推薦試験を実施している。若干名の募集で、試験は実技と面接である。教員養成の大学なので、実技だけでなく語学もできないと困る。秋田公立美術大でも外枠にした方がよいのではないか。

事務局 外枠で設けて定員を満たせなくなると問題なので、状況を見ながら、留学希望が多くなるようであれば考えたい。

委員 募集要項上「若干名」としておけば、外枠扱いにできる。国際教養大の場合は、これまで定員外で若干名採ってきたのを、今後は内枠に5人入れる予定ではあるが。

委員長 定員を内枠にするか外枠にするか、人数を若干名にするかどうかについては、こちらで責任を持って決定したい。

委員 8ページの第32条、単位の計算方法について、規定の書き方は問題ないと思うが、公立大学と国立大学では単位数の規定が異なっている。秋田の場合は金沢美術工芸大によく似ているが、演習の時間は金沢の半分である。実際の運用がそのままだとす

ると、日本の美大で最も少ない時間数になることが心配だが、演習と実習は、実際に何時間で1単位とするつもりなのか。

委員長 実技の時間は金沢美術工芸大と同じくらい十分に確保するつもりであり、履修モデルを見ながら確認するとそのことが分かると思うので心配ない。

委員 秋田公立美術大は、ほとんどの実技系科目が「演習」となっている。演習1単位の授業時間数は、金沢は30時間、京都市立芸術大も30時間、沖縄県立芸術大も30時間、東北芸工大も同様のはずである。秋田でも30時間にすると、特に3年次で実際に履修する時間数が過剰になってしまう可能性があるが、そうしないと学生の質が落ちてしまうのではないか。

学則の規定上、15時間から30時間という幅を持たせていたとしても、実際の時間設定の際に、科目によって授業時間が違うと混乱するので、最初から決めておいた方がよい。ただし、実技を30時間とした場合は、光熱水費や非常勤教員の人件費がかかり増しになることも考慮しておかなければならない。

いずれにしても、学生がどの程度の時間数をもって学習したうえで卒業していくのかという点については、他の美術系公立大学と揃えていった方がよいと思う。

委員長 正規の授業時間外にも、学生が予習・復習により課題を解決する時間を十分に確保するという考え方で15時間の予定としていたが、ご指摘を踏まえ、履修モデルを見ながら再度検討したい。

委員 全国的に、講義はどこも15時間だが、演習は以前とはかなり変わってきているし、演習や実習は自宅でやることを前提に設定するのはよくないと思う。

委員 美大の場合は、実技が要となる。東京藝大では、卒業に必要な126単位中90単位が実技である。マトリックスを作り、講義と実技に分けて計画を立てると分かりやすく、学生から見ても午前中が講義、午後が実技とはっきり分かれていれば、バランスよく履修しやすい環境となる。

委員長 履修モデルを見てもらえば分かると思うが、実態としては十分に実技の時間を取っている。

- 委員 東京藝大のように、演習ではなく実習にすれば、自動的に1単位30時間が確保されるので、そうしてもよいと思う。
- 委員長 実習室で自由に制作しているという点では、東京藝大と同様になるのではないか。
- 委員 東京藝大の場合は、正規の授業時間の中で出した課題について制作し、それを教員が見て指導しているという点が異なる。
- 委員 実際に1単位の時間数を15時間から30時間にしたときに、それを履修できるようにカリキュラムを組めるかどうかは、試してみる必要がある。
- 委員長 再三の指摘なので、ご意見を踏まえたうえで調整したい。
- 事務局 学則上は問題ないと思うので、実際の授業の組み方を検討してみたい。
- 委員 13ページにある研究生、科目等履修生、聴講生の違いは何か。
- 委員長 大学卒業後、大学院に受からなかった人が研究生になる印象があるが、最近の傾向はどうか。
- 委員 東京藝大では、大学院を出てから研究生になっている。学部だけの卒業生は研究生になれない。大学によって規定が異なると思う。ただし、例えばイタリアには美術大学がなく美術学校のみだったので、そこから留学してくる学生だけは、まずは研究生として受け入れ、様子を見てから大学院を受けることも可としていた。
- 委員長 大学院を出てから研究生になるということは、純粹に引き続き美術の勉強をしていきたいだけということか。
- 委員 そのとおりである。
- 事務局 大枠として考えているのは、研究生は、社会人、大学卒業生を対象にし、在学期間は1年未満、科目等履修生と聴講生は、社会人から高校生までを対象にし、在学期間は履修科目の開講期間、特別聴講学生は、単位互換で秋田公立美術大の単位を修得しようとする学生のことである。それ以上の詳細については、

まだ詰めていない。

委員 金沢美術工芸大の場合は、大きく単位が必要な人かそうでないかによって分けている。単位が必要な人は科目等履修生、留学生等単位が必要ない人は研究生としている。聴講生は、位置付けがはっきりしなかったので、なくしている。科目等履修生は授業料を払うが、研究生は単位をもらわないので、授業料を払わなくてよいとすることもできる。

委員長 詳細については、今後、細則を検討する中で詰めたい。

委員 秋田大では、元々聴講生と呼んでいたものが、制度ができたことによって科目等履修生と呼ぶことになった。聴講生と科目等履修生の違いはその程度のはずなので、聴講生はなくてもよいのではないか。

委員 国際教養大では、聴講生には授業料は払ってもらうが単位は与えない。英語を学びたい人などが対象となっている。

委員 東京藝大では、研究生には学費を払ってもらうが、学生ではないので学生証は与えない。科研番号をもらって科研費申請できるというメリットはあるので、学費を払ってでも研究生になる人はいる。

委員 特別聴講学生には単位を与えるつもりなのか。

事務局 特別聴講学生は、単位互換の他大学学生を対象とし、単位取得を可能とすることを考えている。科目等履修生も同様だが、対象は社会人から高校生にすることを考えている。

委員 特別聴講学生は、科目等履修生の1類型という位置付けにした方が分かりやすいのではないか。

事務局 確かに、その方が混乱しないかもしれない。

委員 5ページの第21条にある在学年限を8年とする根拠は何か。

事務局 他大学を参考にした。

委員 金沢美術工芸大ではトータルで6年、同一学年には2年以上

はいれないこととしている。1年生でこの単位を修得していなければ2年生に上がれない、という留年規程もある。1年生を5回もやらせるような形はどうか。

委員 1年生で基礎的な実技を修得していない学生は、実質的に2年生でその先の実技を履修することはできないので、自動的に2年生に上がることは考えられない。

事務局 実際には、総合科目など、修得していないと3年次の専攻に進めないという科目はある。

委員長 進級規程や留年規程があった方がよいのかもしれない。

副市長 学則ではあくまで在学年限を規定しているので、進級規程などを作って分かるようにすればよいだろう。

委員 国際教養大の場合は、何単位取っていれば1年次相当、さらに何単位取っていれば2年次相当という形で分けている。進級という考え方ではない。ただし、この科目を取っていなければ次のこの科目は取れない、という決まりはある。

委員 再度、考え方を整理したうえで、学則の規定とは別に検討したい。

委員 教養科目についても、10単位以上取り逃すと次の学年で取り戻すのは厳しい。また、年間に履修できる単位数の上限もしっかり定めた方がよい。

事務局 年間履修単位数の上限は、CAP制を導入し、44単位にしたいと考えている。その旨は、学則の規定にはないが、設置の趣旨等を記載した書類の中に記載している。

委員 留年になる可能性を認識していれば、学生は必死に実技に取り組むようになる。

委員 9ページの第34条、成績の評価については、秀・優・良・可・不可は古いのではないか。S・A・B・C・Dが主流ではないか。

委員 東京藝大は、秀・優・良・可・不可である。秀は、95点以上

である。

委員 GPAを導入し、国際標準に合わせるのであれば、馴染まないような気がする。

委員長 学士名は、「美術」でよいか。

委員 金沢美術工芸大の場合がどうかは、確認してみる。

委員 大学院のことも考えると、広く捉えて「芸術」としてもよいのではないか。

委員長 「芸術」としてしまうと、文科省から、音楽がないのになぜか、と言われてしまうかもしれない。文科省的にはどうなのか、確認してもよいかかもしれない。

第1条については、この案が最終版ということで理解してよいか。

事務局 学校教育法に大学の目的が規定されており、その趣旨に沿うような形で、かつ、秋田公立美術大学の基本理念を盛り込む形で作成している。

委員長 新しい大学を作るという熱いものがない、淡泊な印象がある。

事務局 事務局としてはこのようなオーソドックスな形でよいと考えているが、ご意見があれば取り込むことは可能である。

委員 これまでに固めた大学の基本理念と合致していればよいのではないか。

委員 専攻の人数を学則で規定しないのは、後々問題にならないか。

事務局 大学設置基準上では、基本的な組織としては学部・学科までである。専攻については、あくまでコース的な意味合いと捉えており、実態としては組織とは違うので、人数を規定するとしても学則とは別のところで定めたいと考えている。

委員 大学名に「公立」と付けることについては、独立行政法人にするにもかかわらず、独立しているというイメージが薄くなるように感じるが、問題はないのか。

事務局 公立大学法人の場合、法令上法人名に必ず「公立大学法人」と付けなければならない。

また、大学名については、有識者委員会の提言書でも、シンプルに学問領域を表す「秋田公立美術大学」とすることが一案とされていることや、他公立大学のほとんどで設置者名・地域名が付いており、信用度・ネームバリューに繋がること、これまで「公立」という名称で馴染んできていること、県・周辺市町村から財政的支援を受けていることから、この名称とすることで、前回ご承認いただいたものである。

委員 個人的には、「公立」が付くことで、逆に小さい大学、地方の大学というイメージが付いてしまう気がする。

委員長 財政基盤の大きくない地方都市において大学を作る場合、周辺市町村等からの支援が必要な状況があるので、「地域の大学である」という意味を込めるのもよいかと思っている。

今回出た宿題については、責任をもって解決するようにしたい。

【議事(2) 大学設置認可申請の概要について】

事務局 (資料2に基づき説明)

委員 11ページの「アーツ&ルーツ専攻」について、「彫刻や塑像」とあるが、塑像も彫刻に入るので、塑像の記載を削除すべきである。

委員長 削除する。

委員 45ページの管理運営の記載の部分で、教育研究協議会、教授会はあるが、経営会議の記述はなくても良いのか。

事務局 文科省への設置申請上は、教学面の管理の記述だけでよいこととされている。経営会議は、法人の定款において規定することになる。

委員 申請書類一覧の中のどこかに、定款が出てくるのか。

事務局 定款は法人設立のためのものだが、今回の書類は大学設置のための申請書なので、法人の定款は対象外となっている。

- 委員 同じところ、管理運営の部分で、「教育研究協議会」と「教育研究評議会」と記述が異なっているので、統一してほしい。
- 委員長 「協議会」に統一する。
- 委員 31ページに「1学期（15週）」とあるが、テストの回を別途入れるように言われることがある。入れると16週になる。
また、(3)の「オムニバスによる授業」を入れた理由は何か。設置認可審査の際、オムニバスだと教員の責任の所在が明確にならないことを指摘される可能性があるがあるので、入れない方がよいのではないか。
- 委員長 特に3年生でオムニバス授業が多くなっているが、例えば景観デザインのように、建築、景観、商品計画といった多面的な部分があり、それらを一つに融合しないといけないので、どうしてもオムニバス形式になる傾向にある。そのため、よい意味で総合的に行うオムニバスと考え記述している。
確かに、教員が自分の持ち時間以外について無責任になっては困るので、そこは注意したい。
- 委員 31ページ「(6)単位の実質化」で教職課程科目は自由科目とあるが、教職関連科目は全て教職を取るためだけの科目ということか。
- 委員長 絵画など、教科に関する科目として読む科目も多数ある。
- 事務局 教職課程科目については、教科に関する科目は含まず、教職を取るためだけに必要な科目に付けている名称である。
- 委員長 秋田公立美術大では、教職課程は自由科目だけなのかと誤解される恐れがあるので、説明を工夫してほしい。
- 委員長 33ページにある卒業要件の124科目の中にも自由に選択できる科目を入れてはどうか。
- 委員 金沢美術工芸大では入れていない。自由科目とした場合、卒業要件に入れてはいけない決まりとなっている。そもそも秋田公立美術大の自由科目には何を当てているのか。

委員長	教職課程科目等である。
委員	それら以外にも自由に選択できる科目を作ってはどうか。窮屈ではないか。
委員長	教職等に必要な科目がどれかを分かりやすくするために、教職課程科目等を自由科目としている。
委員	卒業に必要な124単位以上の科目を履修してもよいと思うが、東京藝大の日本画では、220単位以上を取った学生もいた。それはいろいろな授業を受けて、制作活動にあたっての知識としている。
委員	卒業に必要な単位にする場合は、自由科目とは呼ばず、選択科目になると思う。金沢美術工芸大では、卒業に関係ない科目を自由科目と設定している。教職関係もそうだし、博物館関係もそうである。
事務局	27ページに、教職課程科目と博物館学芸員課程科目の記述があり、自由科目を卒業要件単元に算入しないことが分かるようになっている。
委員長	自由科目とは何かという定義の説明をどこかに書いておいた方が混乱しないのではないか。
事務局	設置申請書類の書き方として、必修、選択、自由の3つの区分にして書くこととされており、それに対応させている。必修は全学生が取得しなければならない科目、選択は卒業要件124単元にカウントされる科目、自由は124科目にカウントされない科目という決まりがある。
委員	この27ページの表現で十分理解できる。
委員	文科省に出す資料なので、自由科目の説明をしなくても相手は分かる。 金沢美術工芸大では教職課程以外にも自由科目があり、教員が研究したい分野をその科目にしている、本当に興味があって取りたい学生は取りに来ている。卒業要件には入らないが、単位としては認めるし、授業なので予算が付くというメリットもある。

- 委員 46ページの「自己点検・評価」で、委員会に学長が入らない状態となっている。1学部1学科の小さい大学なので、学長を入れてもよいのではないか。教授会も同じように学長が入っていない。学長のリーダーシップを通した方がよい。国際教養大では、教授会の議長は学長がやっている。
- 委員長 どの場にも学長が出てきて色々言うと、疎まれないか。
- 委員 それはない。
- 委員 東京藝大の場合は、学部が複数あり、各学部それぞれで点検・評価委員会を持っている。最終的には、3つの学部が合わさった企画評価委員会の場に報告が上がってくる。その委員会に学長が入っていて、学長が報告書の国への提出の是非を判断することとなっている。
- 委員 ホームページにも掲載するものであり、学長が責任を取れない内容が載っていて、その内容どおりに学長が取り組まなければならないという状況は困るのではないか。
- 委員 法人になれば、大学経営の責任は理事長になり、地域貢献等も幅広く点検評価することになるが、設置認可申請の書き方としてはこのような表現になる。
積極的に学長を外す考えもないし、むしろご指摘のとおり学長を入れておくことも考える必要がある。学長を入れるか入れないかについては、研究してみたい。
- 委員 確かに、自己評価に関して文科省にヒアリングに行くことがあって、学長も一緒に行くので、最初から学長を入れておく形でもよいかもしれない。
- 委員長 金沢美術工芸大の教授会には、学長は入っているのか。
- 委員 学部長がいないので、教授会には学長が議長として入っている。自己点検・評価委員会には、メンバーとしては入っていないが、必ず最後に学長が目を通すことになる。
- 委員 東京藝大の場合は、自己点検・評価は総務担当理事兼副学長が担当しており、役割分担をしている。

	<p>年度計画に乗っていないもの実施しようとして国に予算要求する訳にはいかないので、大学の運営上の計画に沿ったものとして点検・評価を行っている。</p>
委員	<p>秋田大も、副学長が点検・評価を担当している。学長は、中期計画の際には入っている。その後の進捗状況は、教育研究協議会で審議している。</p>
委員長	<p>実務担当としては学長は入る必要はないが、最初の枠組み作りの段階で入るべきかどうか考えてみたい。 副学長の役割はどう考えるべきか。</p>
委員	<p>学則上では、副学長の役割が明確になっていないような気がする。</p>
委員	<p>できる規定になっているので、実際に副学長職ができたときに副学長の役割を盛り込んでいけばよい。</p>
委員長	<p>学部長の役割は、どの程度規定されているのか。</p>
事務局	<p>学則上、「学部に関する校務をつかさどる」としている。</p>
委員	<p>国際教養大の場合、学部長はいないが、学務部長がいる。カリキュラムなどを担当していて、教員人事からは外れている。</p>
委員長	<p>学部長がない金沢美術工芸大では、教員の代表者は、誰をイメージしているのか。</p>
委員	<p>教育審議会の委員を教員の選挙で選んでおり、教員の代表者という認識はないものの、教員の意志をまとめ上げるのは、教育審議会でやっている。 人事関係の規程はどうなっているのか。人事委員会や教員資格審査会はあるのか。</p>
事務局	<p>その部分はまだお示ししていない。</p>
委員	<p>東京藝大の場合は、任期制なので、教授・准教授だと10年、講師だと5年という区切りの度に人事委員会で評価規定に従って実績調査をして評価している。</p>

事務局

そうした組織の話は、法人のメインの組織を検討する中で併せて検討することになる。学長の下に置かれる委員会についても早めにお示ししたいが、今回は申請書に書く必要がある委員会についてのみ記述をしているので、ご理解いただきたい。

委員長

設置認可申請書については、だいぶ整理されてきた感じがある。例えば各専攻の理念などについては、新しい教員の意見を加えながら具体的なものとしている部分もあるが、現時点のバージョンとしては、この形でご承認いただきたい。

【議事(3) 教員採用について】

【議事(4) 大学設置認可申請に係る提出書類の確認について】

※ 人事に関する案件等のため、非公開